

介護職員等支援加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人陽成会(以下「法人」という。)賃金規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等ベースアップ等支援加算制度(以下「ベースアップ等支援加算制度」という。)に基づき、法人の介護職員に対し支給する介護職員等ベースアップ等支援加算金(以下「ベースアップ等支援加算金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常勤職員または非常勤職員の別を問わず、厚生労働省の定めるベースアップ等支援加算制度の対象となる介護職員に対し、ベースアップ等支援加算金を支給する。

(介護職員処遇改善手当の支給)

第3条 介護職員等ベースアップ等支援加算金の支給は、毎月、下記の通り、ベースアップ手当として支給する。

ベースアップ 加算金	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
支給月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

※加算金の4月分以降については、次年度の支給予定月である。

2 ベースアップ手当の支給額はベースアップ等支援加算制度による見込額の範囲内において、別紙規定により常勤換算して支給する。

3 前項の支給額は、ベースアップ等支援加算金の額等に応じて、1項の支給月の途中に増額改定することがある。

(一時金の支給)

第4条 前条のベースアップ手当の他、ベースアップ等支援加算金の残額については、一時金等として支給する。

(在籍の限定)

第5条 第3条および第4条については、支給日現在に在籍していない者には支給しない。

(その他)

第6条 この規程は、ベースアップ等支援加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附 則

1. この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。